

第五十一回 参議院法務委員会會議録第十号

昭和四十一年三月二十二日(火曜日)

午前十時二十九分開会

出席者は左のとおり。

理事

木島 義夫君
松野 孝一君
稲葉 誠一君
辻 武寿君

委員

鈴木 万平君
中野 文門君
亀田 得治君
藤原 道子君
柳岡 秋夫君
野坂 参三君
山崎しげり君

最高裁判所長官代理者

最高裁判所事務
総局総務局長

最高裁判所事務
総局総務局第一
課長

最高裁判所事務
総局家庭局長

事務局側
常任委員会専門
員

寺田 治郎君
長井 澄君
細江 秀雄君
増本 甲吉君

本日の会議に付した案件

○裁判所法及び裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

〔理事辻武寿君委員長席に着く〕

○理事(辻武寿君) ただいまから法務委員会を開

会いたします。

委員長が請暇中でありまして、その委託を受けて私が本日の委員会を主宰させていただきます。

今日は、裁判所法及び裁判所職員定員法の一部を改正する法律案並びに訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。質疑のある方は、順次御発言を願います。

○稲葉誠一君 裁判所法及び裁判所職員定員法の一部を改正する法律案、これに関連するんですが、家庭裁判所の調査官は、今度、何人くらい要求して、何人くらい通ることになったのか、その点についてちょっと説明を願いたいと思います。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 家庭裁判所調査官は、本年度四十一年度に増員要求をしたんですが、その総数は、当初要求では約百人ばかりでございました。正確に申し上げると、百三名でございます。それに対して、結局、査定等の結果、話がつきまして本日の法案で計上していただいておりますのは、二十五名でございます。

○稲葉誠一君 百三名を要求した具体的な根拠はどういうふうになっているのですか。これは、今でなくても、資料で出していただいてもいいです。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これは、結局、家庭裁判所では家事事件と少年事件を担当いたしておりますが、そのうち、家事事件のほうは、事件もそうふえておりませんし、まあ調査事務も一応円滑にまわっているというふうを考へておるわけでございまして、少年事件のほうを中心

に要求いたしましたわけでございます。そういったしまして、その少年事件の事件増加等に伴ひまして調査官の増員ということに要求いたしましたものが

約七十名でございまして、それに対して、事件増と関係なしに、いわばその資質調査等をもつて一そう強化する、つまり内容を充実させるというふうな趣旨で要求いたしましたのが約三十名でございまして、両者あわせまして約百名と、こういうことになるわけでございまして。

○稲葉誠一君 その具体的な資料を、今でなくてもいいですけれども、あとで出していただきたいと思うのです。百名ですか、百三名ですか、要求した科学的なある程度の――これは予算要求ですから、そういう関係で、そう厳密に科学的かどうかは別として、ある程度科学的な根拠があると思

います。それを資料として提出願いたい、こういうふうに思います。

それから、家裁の調査官は、現在何人くらいいるわけですか。そして、いる中で、昭和二十八年に制度が改正になってから試験制度が変わったわけですか。その後に入ってきた人と前からいる方との区別ですね、これは明らかにありませんか。

いろいろこまかい点の資料は、私のほうで前もって話していないわけですから、急にそろえられなければ、この次でけっこうですから。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 家裁の調査官の現在の定員の点でございまして、お手元に法務省のほうから資料として出していただいております。裁判所法及び裁判所職員定員法の一部を改正する法律案参考資料」というものがござい

ます。その四ページのところに「裁判官以外の裁判所職員の新旧定員内訳」という表がござい

と、千百五十七名というのが改正後の定員でござい

ます。なお、家裁の調査官補でございまして、調査官補のほうは、現在の定員が二百十二名ございまして、これは増員になりませんので、今後も二百十二名と、こういうことになるわけでござい

ます。それから、家裁調査官がどういうふうな定員的にふえてまいっているかという点でござい

ますが、これはあるいはこまかい表はあとで資料として提出したほうがよろしいかと存じますが、家裁調査官と調査官補と合わせまして、三十九年当時大体千百名くらいでございましたが、その後三十二年

ごろに約四十名増員になりました。三十五年、三十六年、三十七年と逐次二、三十名ずつ増員にな

ってまいっているわけでござい

ます。そして、三十八年にも六十五名、三十九年四十名というふう

に相当な増員をしていただきました。そして先ほど来申し上げましたような数字になってまい

っているわけでござい

わつてきた人が残っていた、それとの統計的な数字がどうなっているかというのを聞いています。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) お話の点につきましても、ただいま詳細な資料を持っておりませんので、あとで提出させていただきます。

○稲葉誠一君 それから、なぜ公務員の上級職の試験にするようにしたわけですか。制度が変わったんでしょ。

○最高裁判所長官代理者(細江秀雄君) ただいまのお尋ねでございますが、従来、家庭裁判所調査官は、当初は裁判所にとめておりました書記官あるいは事務官その他の機関から家庭裁判所調査官に採用しておたわけでございます。したがって、従来は、むしろ法律上の専門の調査官が主たる要員であつたわけでございます。しかし、家庭裁判所の科学性——いわゆる少年事件あるいは家事事件におきまして、医学、あるいは心理学、社会学、教育学というようないくつかの諸科学の知識をもつ者が必要であるということにだんだんなつてまいりました。その後、昭和二十八年以来、家庭裁判所の調査官の採用方法として、そういうふうな社会学、心理学等の専門を勉強した人たちが調査官を採用するという方針にきまりまして、その後上級職の甲の試験としてそういう専門職の人たちを採用するということになつて今日に至つておるわけでございます。

○稲葉誠一君 そうすると、何人ぐらい昭和二十八年以来受験生があつて、何人ぐらい合格しているか、いまのところは、千五百人ぐらい受けて、五十人ぐらい受かつておるのですか、そういう具体的な統計を、これは今でなくてもいいと思いますが、出していただきたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(細江秀雄君) ただいま仰せの点は、後ほど資料を整へまして提出いたします。

○稲葉誠一君 これは、教育学と心理学と社会学——社会学が社会と福祉と二つに分かれるわけ

ですか、それで四つに分かれるわけですか。どういふふうにして試験するわけですか。初めから教育なら教育、心理なら心理、社会なら普通の社会と福祉と二つに分かれておるのですか。それ別に何人というふうに分けておるわけですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これは、家裁調査官補を採用する試験につきましても、A種とB種とC種というふうに分けてやつておる。A種とB種とC種というふうに分けてやつておる。A種とB種とC種というふうに分けてやつておる。A種とB種とC種というふうに分けてやつておる。

を専攻した人が受けるものでございまして、心理学論あるいは社会心理学とか臨床心理学というふうなものについて試験をやつておるわけでございます。それからB種ですが、これがお話の社会学関係の専攻者の試験になつておるものでございまして、これがイとロに分かれておる、イのほうは社会学概論とか社会心理学というふうなものを試験いたしておる。ロのほうは社会学福祉法制とある。これはソシアル・ケースワークというふうなものについて試験をいたしておるわけでございます。それからA、B、CのCというのが、これが教育学の関係でございまして、教育学概論とかあるいは教育心理学というふうな科目について試験をいたしておるわけでございます。大きく分けますればA、B、Cという三種に分かれます。なおBの中では二つに分けられておる、こういうふうな実情でございます。

○稲葉誠一君 昭和二十八年の試験以来の学歴が大体どういふ学歴かということ、それは相当高い学歴の人が入つておるやうに私聞いておるのですが、それと、男女別でですね、これを明らかにしてもいいんですが、いまは、あれですか、女の人のほうが多く入つておるのですか。多くまでいかなければ、半々ぐらいですか。

○最高裁判所長官代理者(細江秀雄君) 二十八年以来の男女別の合格者の数は、現在手元に資料を持ち合せておりませんので、後ほど資料として提出いたしたいと思います。現在、男女どちらが多いかというお尋ねでございますが、概数を申し上げますと、やはり最近では女性の合格者のほうが

多いということになっております。

○稲葉誠一君 調査官補に採用になつて、辞令が出たけれども、現実に調査官補にならないでやめてしまつた人、任地まできまつておつて行かないでやめた人がある程度あるのじゃないですか。これは毎年明らかになつておるのじゃないですか。どの程度あるのかわかりませんか。

○最高裁判所長官代理者(細江秀雄君) その数は、ただいま資料持ち合せておりませんので、正確な数を申し上げられませんが、若干名はやはり採用になつて任地の都合あるいは家庭の事情等で辞退する人があるという事は、私も聞いております。

○稲葉誠一君 調査官補の採用のときに、どういふような募集要項を出すわけですか。これは、官報へ出すわけですか、各大学などへ回すのですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これは、いろいろの方法をとつておるわけでございますが、お話の官報に掲載いたします。また、大学等へもこの「受験案内」といふものを配りまして、その募集をいたします。また、各所にピラといふますか。そういうものを配りまして、いろいろの方法をとつておるわけでございます。

○稲葉誠一君 その募集の方法で、具体的にどういふようなことを言つて募集しているのか、これを明らかに説明してもらいたい、こう思うんですが、これは一つ問題になつてきておるんです。問題になつてきておると言ふと、語弊がありますけれども、あとから話に出ますかね。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) その採用試験の「受験案内」といふものは、私手持ちいたしておるんですが、これは、あるいはお目にかけたり、後ほど提出するなりいたしてもいいわけでございますが、問題になつておるんです。私、ちよつとあんまり正確に存じておりませんので、お尋ねによりましてあとで申し上げたいと思ひます。

○稲葉誠一君 これは、委員会へ出すなり、ある

いはまた私個人なり——個人というのはおかしいけれども、委員会へ出してもらいたいんですが、その募集のときに、官補になつて一年九カ月たつたら研修所に入つて一年研修する、そうしたらば調査官になれる、こういうふうな書いてあるんですか。これはどういふふうな書いてあるんですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) この私の手持ちいたしております資料では、給与の点では、初任給と、それから一定の期間後、つまり一年後にどのくらい給付になるかというふうなことをあらわしておる。なお、昇進の関係等につきましても、これは抽象的な表現で記載しておるわけでございます。たとえば「一定年限の経過を経て」というような表示をしてございまして、一年半で云々という事はこの書類にはないやうでございますが、あるいはほかにそういうものがあつたかと存じますので、なおよく調査いたしたいと存じます。

○稲葉誠一君 一年九カ月と言ふんですが、一年九カ月たつと、それから研修所に入つて一年間研修するんだ、それから調査官になれるんだ、こういうふうな話だと、こう言ふんです。そこまですべて具体的にないか、わかりませんがね。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 私の手持ちいたしておりますのは、「昭和四十年年度裁判所職員(家庭裁判所調査官補)採用試験受験案内」といふ昭和四十年五月十五日に作成いたしましたものでございまして、大体これと同様なものが各所に出ておるものと了解いたしておりますが、この書類自体は一年九カ月云々というふうなことはないやうでございます。ただ、しかし、ほかに全然その種のものがなくどうか、もう少し調査いたしました上で申し上げたいと思ひます。

○稲葉誠一君 そうすると、調査官研修所の定員といふのは三十名でしよう。

○最高裁判所長官代理者(細江秀雄君) 調査官研修所の定員はただいま五十名でございます。

○稲葉誠一君 初め三十名だったのですか。初め

から五十名ですか。

○最高裁判所長官代理者(細江秀雄君) 当初から五十名でございますが、しかし、調査官研修所に入所いたしました際には試験をいたしますので、その試験の成績によって五十名全部入るということは限らないわけでございます。したがって、三十名ないし四十名の場合もございました。

○稲葉誠一君 調査官研修所に毎年何名入っているか、これはあとで資料として出していただきたいと思いますが、それはそれで、それから現在調査官研修所にはいれる資格のある人が調査官補で何人ぐらいいるわけですか。——二百十名ぐらいいるのじゃないですか、ちよつと違うかも知れませんけれども。

○最高裁判所長官代理者(細江秀雄君) 正確な数はたまたま記憶いたしておりませんが、調査官補の総数が現在二百十二名でございますから、そのうち、先ほど稲葉委員から御指摘のとおり、一年九カ月ぐらいたれば大体受験資格を与えて受験さすわけでございます。したがって、いま二百十二名のうちで二年近くなった人が何名かということにはつきりいたしません、後ほど資料を整えて提出いたしたいと思ひます。

○稲葉誠一君 ですから、二百十二名が研修所へ入る資格があるんだと。ところが、官補になつてから何年ぐらいたつていられるかというのを、ずつと二百十二名の内訳を明らかにしていただきたいわけなんです。なぜこういう質問をするかといいますと、どうも、調査官補の人たちは、一年九カ月たてば研修所に一年間はいる、一年間の研修が済むと調査官になれるというふうに考えている人も相当いるわけなんです。初めそういう話だったんだと。ところが、実際なってみると、定員が——はくは三十名と聞いたのですが、いま五十名というんですから、五十名かも知れません。五十名全部が調査官研修所に入っているのかもわかりません。これは数字であつて明らかになると思ひますが、そうすると、二百十名の人がおつて、こればかりに五十名としても、四年間かかるわけなんです。

ね、官補になつて研修所に入るまでに。もう、最高かも知れませんけれども、四年ぐらいかかちまうわけなんです。私の計算では、三十名の定員と聞いておりましたから、七年となるわけですから、これも、これはちよつとオーバーじゃないかと思ひますが、いずれにしても、そうなつてくると、調査官補になつてから研修所に入つて調査官になるのがおくれるわけなんです。こういう現象がいまあらわれておるのではないかと思ひますが、ね。そこら辺のところを数字的に明らかにしてもらいたいと思ひます。あるいはこれが違つていられるかも知れませんから、いずれにいたしましてもあとで明らかにしていただきたい。

一年間研修しないという官になれないんですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 調査官の採用は、調査官研修所で一年間研修を受けるのが本筋でございますが、そのほかに昇任試験という制度もあるわけでございます。調査官研修所に入らなければどうしても調査官にならないというわけではないわけなんです。試験に合格すれば調査官になり得るわけでございます。

○稲葉誠一君 昭和二十八年に上級職の甲に変わつて、制度が変わつてというが、そういう後においてなおかつ昇任試験というものによつて官になつていられる人がどの程度いるのか、それから正規に研修所を経て官になつていられる人がどの程度いるのか、これはあとで明らかにしていただきたいと思ひますが、ね。だから、調査官研修所というものを設けた以上は、内部の昇任試験で官になるというものは、これはまあいろいろなやり方があると思ひますが、本筋からいくと、少し違つてくるんではないか、こういうふうに考へるわけですかけれども、これはいろいろな司法行政上の問題もあるでしょうから、いずれにいたしましても、その数字を明らかにしてもらいたい、こういうふうに考へます。いまも、あれですか、制度が変わつた後においても、なおかつ内部で昇任試験というよりな形で官補から官になつておるわけですか。どの程度あるんですか。

○最高裁判所長官代理者(細江秀雄君) 現在、官補から官になります者は、調査官研修所の養成部の課程を修了した者のみをやつております。そのほかに、特別研修というのを実施した年も過去においてはございまして、そういうふうな特別研修あるいは養成部の研修を修了した者以外に内部で試験をして官にするということは、たまたまのところやつておりません。

○稲葉誠一君 調査官補の中には、くどいですが、けれども、一年九カ月たつと——一年九カ月というのとはどこから出てきたか私もわかりませんが、研修所へ一年間入つて官になれるというふうに考へている人が相当あるわけですね。それが話が違つてきているというので、だいたい不満——と言つて語弊がありますけれども、一定のやはり理想を持つて入つてきている人が相当あるわけなんです。調査官補には、大学なんかで心理学をやつた人があつたわけなんです、社会事業関係をやつた人があつたわけなんです、いろいろな事情がありまふというので、その他いろいろ事情がありまふけれども、いずれにいたしましても、そういうふうなことがあるから私は聞くわけですが、そういうのと、調査官補をやつていて官になれるのがおくれるというので代行をつけておるのどの程度あるんですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これもいま正確な数字ではございせんが、先ほど申し上げておりましたとおり、調査官補二百十二名の中に大体半分程度は代行がついておるというふうに考へております。

○稲葉誠一君 それはどうして代行がつくわけですか。つけなければならぬ具体的な根拠というものがあつたわけですか。いま言ったような形で、本来ならば研修所に入つて官になれるのがずつとおくれているからそういう形をとつておるわけですか。便法としてやつておるわけですか。

○最高裁判所長官代理者(細江秀雄君) 代行をつけております理由でございせんが、調査官は高度

の知識とそれから十分な実務の経験がなければならぬわけでございますが、調査官が現在のところやはり実務の面から申しますと数が不足しておるというところでございまして、その数の不足を補うために、ある程度経験を積んだ調査官補に代行の辞令を出しまして調査官の仕事やらせておるといふのが実情でございまして。

○稲葉誠一君 その場合の調整は四割でしよう。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) さうでございます。

○稲葉誠一君 書記官補の代行の場合の調整は、これは一六割ですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これは、代行書記官補制度がございまして、たまた、その制度は現在ではなくなつておりますので、現在ではさういふことはないのでございまして。

○稲葉誠一君 そうすると、書記官が代行のときは四割の調整があつたけれども、これはいろいろ議論があつたといひましたが、書記官補がなくなつて書記官になつたのが大半なんですか、ならなかつた人もいふんですね、この点はこれはいま直接関係がないかも知れませんが、何か試験をやつたんですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これは書記官補の教から書記官に組みかえていたわけであつたわけでございますので、本来は書記官補から書記官になれるはずであつたわけでございますが、ただ、事務官のほうで同様に書記官補の資格を持つていられる方もございまして、その関係で書記官補は必ずしも実際の書記官補がすぐに書記官になり得たというわけでもございせんが、お話のとおり、試験等を行いましたして選考をいたしまして書記官に任用いたしました。その場合には、事務官で書記官補の資格を持つていられる者から書記官に任用いたしました関係で、まだ書記官補であつた人で書記官になれず若干残つておるようによつて考へておるわけでございます。

○稲葉誠一君 家裁の調査官の官補の場合と、そ

れから地裁の書記官の官補の場合と、初め四％、四％だったんですが、実質的には片一方は試験をやってほとんど書記官になってしまったから、そういう関係で待遇に開きが出てきているわけじゃないですか。そうではないんですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君)　これは、

具体的な人間をとつて考えますと、代行調査官補の人たちが逐次調査官になってまいりますわけでございまして、その昇進の時期的な関係が書記官の場合とどうかというところになりうかと思ひますが、一がいにはこれは調査官補が非常に不利な扱いを受けているということはないと思ひます。ただ、制度といたしまして、現在では、書記官補という制度はなくなつておりますのに対して、調査官補という制度はともかく残つてゐるところに、両者のアンバランスといひますが、そういう問題があるわけでございます。具体的な人間としては、必ずしも不利な扱いを受けてゐると思はれておりません。

○稲葉誠一君　書記官の場合に書記官補をなくして、調査官の場合に調査官補を残しておくという。具体的理由があるんですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) その点は、前回の国会でございましたが、書記官補を書き記官に組みかえる裁判所法を改正していただきます。際にもいろいろ御議論のあったところでございまして、私どもとしては調査官補制度を永続的に將來ともどうしても維持すべきものとは考えてい

るわけでもないわけでございます。ただ、書記官補のほうは、これはいわば法律職でございます。裁判所の職員全体が一種の法律職である。そういう点から、必ずしも書記官補を書記官の給源と考えませんでも、つまり事務官という形で採り、ました者から書記官を任用してまいりまして、特別にさほどの不都合が生じないわけでございます。現に、書記官研修所に入っております者は事務官というような資格にいたしておりまして、そういうことで別に格段の支障はないわけでございます。それに対して、家庭裁判所調査官のほうは

うは、先ほど来いろいろのお話も出ておりますとお
り、教育学、心理学、社会学というよりな、いわ
ば非常に特殊な技術、技能を身につけておられる
方でございまして、また、そういう必要があるわ
けでございまして、裁判所の中でもいっば一つの
特別のコースになるわけでございます。そういう
意味で、これを事務官にいたしまして事務官から

調査官に採用するというコースをとりますことが必ずしも妥当でないのではないか。そういう意味で、調査官の給源を確保する、こういう意味で調査官補というものを置きまして、調査官補で実務をやりながら次第に家庭裁判所の実際状況を感じ、そうして調査官研修所で教育を受けていく、

こういう形にすることが調査官として採用する線路として非常にふさわしいのじゃないか。その間には、先ほど家庭局長から説明いたしました代行制というよりなもので、これは一面から申せば手不足を補うという面もござりますが、また、一面においては、実際に自分が具体的な事件を処理し

て、そういうことによつて見習いをして次第に成長していく、こういう意味もあるわけでございます。して、こういうようなコースをとることが調査官

制度としては妥当ではないかというようなことでは、いまのところかようなっているわけでございます。しかしながら、この点も、書記官補制度の廃止と関連いたしましたして、將來制度の立て方については検討いたさなければならぬということでは、している次第でございます。

○稲葉誠一君 調査官補を採用するときに、いつになつたら調査官になれるという説明を、採用ないあるいは試験のときどつちかは別として、どういう説明をしているんでしょうかね。一年九カ月たつて研修所に一年入つて調査官になれるというより、な説明を聞いていると言う人が多いんですがね。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これは、あるいはどういう機会にどういう人がどういふ説明をいたしておりますか、さらに十分調査いたしました上で申し上げたいと存じますが、私もどちよつと考えましても、やはりこれは調査官研修所

の入所試験とかいうものもいろいろあるわけですが、いいますので、そういうのはつきりした形で何年何月で研修所へ入って、何年後には調査官になれるという具体的な数字で約束することは少ないんじゃないかと思いますが、しかし、私の直接の所管でもございませんから、なお十分調べまして御説明申し上げたいと存じます。

○權葉誠一君 肅宜官研修所は定員が五十名だと。いつも何人ぐらゐ入っているか、あとで明らかにしたいと思います。これをふやすわけにはいかないのですか、この研修所の定員というものを、五十名というのは非常に少ないような感じを受けるわけですがね。

○最高裁判所長官代理者 寺田治郎君 これはいろいろな面からの問題が関連することであらうと
思います。一つは、調査官研修所をほとんど卒業し
てまいりましたが、欠員がなければ調査官になれ
ないわけでございますから、そういう意味で、な
んぞ増員になってまいるのか、あるいは上級者

かほとんど退職してまいるというふうなことで、調査官の欠員というものがほとんどできてまいるという前提でございますと、調査官研修所の採用人

員も大幅にふやさずであり、また、ふやすことが可能でありましようが、その点にも一つの問題があろうと思います。なおまた、もう少し実態面をいたしまして、何ぶんにも現在の調査官研修所がまだ仮住まいをしていることは稲葉委員つとに御承知のとおりでございます、これも逐次司法

研修所書記官研修所とともに營繕計画ができておられますので、數年後には調査官研修所というものが立つにでき上がるという見通しを立てておるわけでございまして、そうなりませうれば、そういう施設面からの隘路はなくなるわけでございします。現在のところは、そういう施設面の隘路もあるわけでございします。それやこれを勘案いたしましたところが現在のような事情になつておると、かようなわけでございします。

○稲葉誠一君 家裁の予算で人員なりそれからまあ予算金額をとつていて、實際はそれを大部分地

裁のほうに流用している。大部分流用しているといふのは一〇〇%もあるでしょうけれども、そういうものもあるんですか。人的には家裁のほうに辞令が出ているわけですか。ところが、実際にはほとんど地裁のほうをやっておる。それは、判事の場合もあるし、判事補の場合もあるし——まあ判事補の場合はないかもわかりませんが、そういうの

か相当である。ついで、

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) これは、結局、具体的には非常にデリケートな問題になつてまいりますが、いわゆる独立庁のような場合には、これは人員の關係でもその他はつきり分かれておるわけでございますが、たとえば併任、特別顧問は法律事務、行政事務、文書事務になつて

に問題は支那等でございます。支那等になつてまいりますと、ことに乙支支部等では定員一人といふようなところが通常でございます。そうなる、定員一人を、家裁の定員を置くか、地裁のと、定員を置くか、両方〇・五ずつ置くというわけにはまいりませんので、地裁の定員を置くといふ場合に、地裁の定員で家裁の土事と援助するといふ

場合には、地裁の定員で置く場合に
うことになりまし、家裁の定員で置く場合に
は、家裁の定員のものが地裁の仕事をやる、こ

う全体の定員を各庁、支部等に配賦いたしたとき際
に、ここは家裁の定員を置き、ここは地裁の定員
を置くというようになりましたので、その場
合に、ある程度家裁の定員が食われておるとい
う感じを受ける場合があるかと思ひます。しか
し、大分町二見、三見、四見、五見のついで

し、これは、大局的に見れば、相互扶持合意でございりますが、双方比較いたしますと、やや実際には家裁の定員で地裁の仕事をしておるほうが多いということはあると思います。

○稲葉誠一 君　いまの点は、地裁の定員で家裁のほうの仕事をしているというのは実際にはあまりないのじゃないかと思うんです。家裁の定員で、ことに判事補のような場合に、実際地裁の仕事をしているというのが大半ではないかと思うのですが、それが独立庁でない場合には、特に家裁が何か地裁の付属物みたいな感じを与えている現象な

きにしもあらずだと、こういうふうに思うのです。ですから、家裁の予算なり人員で実質的には地裁の仕事をしているというのがどの程度なのか、これはなかなかわかりにくいと思うのです、率直に言います。資料ということで調べますと、これは全国全部調べなければならぬので、たいへんだと思いますから、それはいいですが、大体どの程度あるかという点ですね、これは明らかにできるのじゃないかと思うんです。こまかいのは全国全部照会してまとめなければならぬのじゃないかと思ひまして、たいへんだと思いますが、あるいはわかるのですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これは、お話のとおり、調べましても、ほとんど数字的には困難ではないかと思ひわけでございますが、先ほど地裁の判事で家裁の仕事をするということとはほとんどないのじゃないかというお話でございますが、それは決してそうではございませんので、乙号支部等で地裁の定員を配置しておるところもむしろあるわけでございます。ただ、先ほど申し上げましたように、両者を比較いたしますと、家裁の定員を配置しておいて地裁の仕事をするほうが、その逆の場合が多いということは申し上げられますけれども、しかし、地裁の定員だけ配置してあって家裁の仕事をしておるところもむしろあるわけでございます。しかし、それは、具体的な事務量と申しまして、結局、たとえば乙号支部で定員一人配置しておれば、その家裁の仕事も地裁の仕事もやっておるわけでございますから、そういう意味では家裁の定員が地裁の仕事をもかたつておる、こういうことになりまして、その逆の場合は逆になるということで、その具体的な事務量ということとはちよつと容易ではないように考へるわけでございます。

○稲葉誠一君 これは、甲号支部にしても、乙号支部にしても、まあ甲号は大体三人いるでしょうけれども、あるいは二人のところもあるかと思ひますけれども、乙号は一人ですけれども、それはほとんどは七割から八割は普通の地裁の仕事をやっておるわけじゃないですか。家裁の仕事はも

ちろん少年審判なんかありますけれども、その片手間にやっておるというのが実情だと思ひますがね。調停のときなどはほとんど判事は出てきませんし、またまつたときにはただ呼んできてもかく書いたものを読む程度のことですからね。これは実情の話であつて、いまここで論議してもなんです。家裁が独立してない場合に、地裁の付属物と言ふことばが過ぎますから、それでありませんけれども、事務の影響を受けておるといふことが考えられるんですが、まあそれはいま言われた形の中である程度認められておるんじゃないかと思ひますが、そうすると、独立してないのは、現在六大都市のほかにもあつちこちふえておるすね。将来独立してどの程度つくっていく—建物の関係もありますから、一がいには言えませんが、けれども、おおよそのめどとして幾らくいたつたならば独立して全部するのだとか、あるいは独立してないのだとか、いままでの併任みたいな形でいくのだとか、これはどういふふうになつておるんですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) ただいまの稲葉委員のお話にお答えいたします前に、その前段の点についてちよつと先ほどのお答えを補足させていただきます。たとえば甲号支部の場合に、判事は地裁の定員で配置し、判事は地裁の定員で配置する、あるいはその逆ということもしばしばやっておるわけでございますが、これは、私どもの立場から申しますと、本来下級裁判所の定員というものを一本にしていただいて、そして地裁、家裁という区別を定員上なくしていただければ、一番わかりいいわけでございますが、現在のところは、一応、地裁の定員何人、家裁の定員何人となつておるものでございまして、そこで、これを下級裁判所に配置いたしました場合には、同じ甲号支部の中で、地裁定員何人、家裁定員何人というふうな技術的な操作をするような結果になつておるわけでございます。

す。それからなお、執務の実態ですが、これは実際問題として私どもの場合も数年前実地調査をいたしました。一体、地裁の事務量と家裁の事務量がどういふ関係になるのかということも、なかなかむずかしい問題でございます。これは、考え方によれば、民事訴訟の判決でも欠席判決のようなものはきわめて簡単でございます。それに対して少年審判部のようなものは非常に手間がかかるというふうな面もございまして、これはその裁判官のやり方にもよります。また、その現地の事件の状況にもよること、件数だけでどちらのほうに仕事のウェイトがかつておるといふふうにもまゐらない面があるわけでございます。そういういろいろな面でなかなか執務量の把握ということもむずかしいというところをつけ加えていただきたいわけでございます。

それから次に、独立してない問題でございますが、これまた稲葉委員のお話のとおり、建物で独立してございまして、ところが二十軒ばかりあるようございまして、私どもが俗に独立と呼んでおる、それに伴つていろいろな事務局のスタッフも一応完全に独立しておる、こういうふうなところを俗に独立と呼んでおるわけでございます。これは、制度的なものでもなんでもございませんが、全く事実上の扱いのようのものでございまして、そういういわゆる独立、いま申し上げましたような意味における独立、これは各高裁所在地は全部いわけの独立でございます。そのほかに、横浜、京都、神戸、金沢、岡山、熊本というところが入りまして合計十四軒になつておるわけでございます。ただいま御審議いただいております昭和四十一年度予算で新潟に独立所長を置くというところを要求いたしました上されておりますので、これが通りました場合には、あるいは新潟がいわけの独立にならうかと考へるわけでございます。そうして、これを今後どう扱つてまいるかという

問題でございますが、これは、いろいろ現地の裁判官の御意見を聞きましても、率直に申し上げてやはり利害両面があるようでございまして。家裁として独立して非常な力を入れて仕事を充実させていくという面では独立の専任の所長がおられるということが非常にプラスの面もあることは確かでございます。しかし、同時にまた、あまり小さなところで二つに分けますと、かえつて勢力分散にもなり、そしてまた、判事補諸君等が相互に両方の仕事を勉強するといふような場合の人事関係について何がしかの隘路ができるというふうなことで、むしろ小さいところでは兼任所長のほうがいいというふうな御意見も強いわけでございます。同時に、稲葉委員のお話になりました庁舎の独立性という問題もこれにからんでまいりました。そういう点をいろいろ総合的に考へながら参りたいと考へておるわけでございます。現在のところは、一応十四軒、今後大きな庁舎についてはそれをふやしてまいらうというところも検討の対象にならうと、かように考へておるわけでございます。

○稲葉誠一君 きょうは最初の質問で、私も予算委員会に行かなければなりませんから、この程度で終わりますけれども、家庭裁判所の所長があるところは十四だと、熊本がある、今度は新潟だと、こうなつてくると、どういふ理由で独立の所長をそこに置くのかということが何かこうはつきり区分けができていないような感じを受けるわけですが、それは全部独立の所長を置くべきだという考え方に立つわけですが、これは理由があるわけですか。そういう方向に進むというのならば話はわかるわけですが、熊本とか、新潟とか、ぼつんぼつんと独立の所長を置くのは、何か別の理由があるんですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 新潟について今度独立所長を置いては問題になつてまいりましたのは、やはり事件数等の関係で比較的事件数も多く、したがつて職員も多いというふうなことが一つの根拠として考へられておるわけでございます。

○稲葉誠一君 一人の所長が家裁の所長を兼任しているところでは、これはいろいろいふ言つたように議論があると思うのですけれども、家裁の關係の人たちとしては何か氣分的におもしろくないし、すべてのことが地裁中心にいく。家裁制度は新しい制度ですから、その地裁の所長は家裁の制度というものになじんでいない人がほとんどなわけですね。そういう關係から、どうも地裁中心になり過ぎる、あらゆる面でなり過ぎるという意見が相当出てきているわけですが、これは議論のあるところでは、いろいろ問題点があるかとも思ひます。ただ、家裁の所長で非常に熱心な、家裁裁判の問題について何といふ見識を持っている人がやっていると、非常にうまくいっているわけですね。いま宇田川さんは京都に行つたんですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 京都の所長でございます。

○稲葉誠一君 宇田川さんが神戸にいたころなんかは、この神戸にいた調査官の人たちの声を聞くところ、非常にうまくいったと、こう言ひますね。ところが、それがいわゆる併任のところになると、とにかく家庭裁判所は全く付属物みたいに扱われて、ひがみかかわりませんが、付属物みたいに扱われてきたということ、それはいろんな例が出てくるわけですね。そういう關係があるわけですね。だから、家庭裁判所なら家庭裁判所に対して情熱を持ってやってくれる所長というものを、もつと養成すべきではないかと、こう考えるわけですね。そうでなくて、何かそれが地裁の所長が兼務しているという形で、片手間に家裁の仕事が行なわれているという空気というか、そういうものがなきにしろあらずではないかと、こういうふうにご考慮の、私は家裁の所長を全部それに対して見識を持ち情熱を持っている人から選ぶべきだ、ただ地裁の所長の、何といふか、まあ年功序列というのか何というか、地裁の所長になれないから家裁の所長にするという形ではおかしいんじゃないかと、こう思うのですが、いまのところ

はことばが過ぎていれば取り消しますけれども、この点は十分お考え願ひたいと、こういうふうな思ひわけです。

その他いろいろ聞きたいことがありますけれども、家庭局長がほかに行かれておりますから、きょうはいままで質問した中で資料をいただくことになつていますその資料をあしたじゅうぐらにできるものはいないか、あさつてその質問をできれば続けてやりたいと、こういうふうな考えです。

○理事(辻武寿君) 他に質疑の方はありませんか。——なければ、両案に対する質疑は、本日はこの程度にいたします。

本日はこれにて散会いたします。
午前十一時十六分散会

三月九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、会社更生法の一部を改正する法律案(衆)

会社更生法の一部を改正する法律案
会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)の

一部を次のように改正する。

第三十二条に次の一項を加える。

4 会社が親事業者(下請代金支払遅延等防止法

(昭和三十一年法律第二百二十号)に規定する親事

業者をいう。以下同じ。であるときは、最高裁

判所規則の定めるところにより、申立書に会社

の下請事業者(同法に規定する下請事業者をい

う。以下同じ。)で会社に対して下請代金(同法

に規定する下請代金をいう。以下同じ。)に係る

債権を有するものの更生手続開始の申立てに関

する意見書を添附しなければならぬ。

第三十五条の次に次の一条を加える。

(下請事業者の意見等)

第三十五条の二 会社が親事業者であるときは、

裁判所は、会社の下請事業者で会社に対して下

請代金に係る債権を有するものに対し、会社の更生手続開始について意見の陳述を求めなければならぬ。

2 裁判所は、前項に規定する意見の陳述の期日を公告しなければならない。

第三十八条第六号の次に次の一号を加える。

六の二 会社の使用人の不当な人員整理を目的として申立てをしたとき。

第三十九条第一項に次のただし書を加える。

ただし、会社の使用人の給料の支払、会社の使用人の預り金の返還及び下請事業者が会社から支払を受けるべき下請代金の弁済を禁止してはならない。

第百九十九条後段中「更生手続開始前六箇月の会社の使用人の給料並びに」を「更生手続開始の申立ての前六箇月間及び当該申立ての日から更生手続開始までの間の会社の使用人の給料」に改め、「返還請求権」の下に、並びに下請事業者が会社から支払を受けるべき下請代金で、更生手続開始の申立ての前六箇月間及び当該申立ての日から更生手続開始までの間に会社から受領した給付に係るもの」を加え、同条に次の一項を加える。

2 更生手続開始の原因に基づいて生じた会社の使用人の退職手当も、また前項と同様である。この場合において、共益債権として請求することのできる額は、次に掲げる額とする。

一 会社の使用人が更生手続開始前に退職したときは、その退職手当の額。ただし、その額が退職当時の給料の月額の六倍に相当する額をこえるときは、そのこえる額を除く。

二 会社の使用人で更生手続開始後引き続き会社の使用人であつた者が退職した場合において、第二百八条第二号の規定によつて共益債権とされる退職手当の額が退職当時の給料の月額の六倍に相当する額に満たないときは、その更生手続開始前の会社における在職期間に係る退職手当の額。ただし、その額が退職当時の給料の月額の六倍に相当する額と同号の規定によつて共益債権とされる退職手当の

額との差額に相当する額をこえるときは、そのこえる額を除く。

第二百八条第二号中「費用」の下に「(会社の使用人の更生手続開始後の会社における在職期間に係る退職手当を含むものとする。)」を加える。

第二百七十条第一項中「退職手当」の下に「(第百九十九条第二号第二号の規定によつて共益債権として請求することのできる退職手当の額があるときは、その額を含む。)」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 前項に定める者に対し新会社が支払うべき退職手当の計算については、その者の更生手続開始後の会社における在職期間は、新会社における在職期間とみなし、かつ、その者につき第百九十九条第二号第二号の規定によつて共益債権として請求することのできる退職手当の額があるときは、その額を加算する。

第二百九十一条の次に次の一条を加える。

(過怠更生罪)

第二百九十一条の二 会社の取締役若しくはこれに準ずべき者又は支配人が更生手続開始の前後を問わず、次の各号のいずれかに該当する行為をし、会社について更生手続開始の決定が確定したときは、五年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 更生手続開始を遅延させる目的をもつて、著しく不利益な条件で会社に債務を負担させ、又は信用取引により会社に商品を買入れ、著しく不利益な条件でこれを処分すること。

二 更生手続開始の申立てをすることができ、事実があることを知っているにもかかわらず、特定の債権者に特別の利益を与える目的をもつて、会社の財産を担保に供与し、又は会社の債務を消滅させる行為で会社の義務に属せず、又はその方法若しくは時期が会社の義務に属しないもの。

三 法律の規定により作すべき商業帳簿を作らず、これに財産の現況を知るに足る記載を

せず、若しくは不正の記載をし、又はこれを隠匿し、若しくは棄すること。

2 前項の規定は、刑法に正条がある場合には、適用しない。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一箇月を経過した日から施行する。

(経過規定)

2 この法律の施行前にすでに更生手続開始の申立てがなされた事件については、なお従前の例による。

三月十一日本委員会に左の案件を付託された。

一、戦争犯罪裁判関係者に対する補償に関する請願(第九六〇号)

第九六〇号 昭和四十一年三月一日受理

戦争犯罪裁判関係者に対する補償に関する請願

請願者 大分市舞鶴町三 草木利恒外十名

紹介議員 後藤 義隆君

この請願の趣旨は、第八一六号と同じである。

三月十七日本委員会に左の案件を付託された。

一、裁判所法及び裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月十八日)

一、訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月二十三日)

三月十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、戦争犯罪裁判関係者に対する補償に関する請願(第一一五一号)

第一一五一号 昭和四十一年三月九日受理

戦争犯罪裁判関係者に対する補償に関する請願

請願者 福岡県久留米市野中町三七〇久留

米市郷友会内 牛島慶二

紹介議員 剣木 亨弘君
この請願の趣旨は、第八一六号と同じである。

昭和四十一年三月二十八日印刷

昭和四十一年三月二十九日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局